

1 目的

本ガイドラインは、「GIGAスクール構想の実現」に向け、本市が導入した児童生徒用学習パソコン（以下「学習パソコン」という。）を家庭に持ち帰り、学習を行う際に必要な事項を定める。

2 家庭に持ち帰る機器

- (1) 学習パソコン本体
- (2) 充電用ACアダプターその他附属品

3 通信環境の整備等

家庭において学習パソコンをインターネットに接続するため、無線による通信環境（Wi-Fi）の整備が必要となる。

- (1) 通信環境の整備は、保護者の責任において行うこと。
- (2) 通信環境の整備にかかる費用及び通信にかかる費用は、保護者の負担とする。
- (3) 通信環境のない家庭に対し、羽生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所有するモバイルWi-Fiルーターを貸出すことについては、別に定める。
（通信契約及び通信にかかる費用は、保護者負担とする。）

4 学習のパソコン使用における注意事項

学習パソコンを家庭で使用することにあたっては、以下について遵守すること。

- (1) 児童生徒個人のアカウント情報（ログイン用メールアドレス及びパスワード）は、第三者に知られないよう適切に管理すること。
- (2) 学習パソコンの学校、家庭間の持ち運びについては、破損、紛失、盗難等の事故にあわないよう注意し、不用な場所へは立ち寄らないこと。
- (3) 学習パソコンを家庭に持ち帰った翌登校日は、学習パソコンを充電して登校すること。なお、学習パソコンの充電にかかる電気料は、保護者の負担とする。
- (4) 学習パソコンは丁寧に取扱うこと。特に学習パソコンの周りで飲食をしないこと。
- (5) インターネットを使用する際は、学習上必要のあるウェブサイトのみ閲覧し、インターネット使用上のマナーを守ること。
- (6) 学習パソコンを持ち帰る際は、家庭内のみで使用することとし、また、屋外では使用しないこと。
- (7) その他、家庭における使用のルールを定め、学習パソコンの適正な使用に努めること。

5 健康面への配慮

学習パソコンを使用するにあたっては、健康面について以下の点に配慮すること。

- (1) 姿勢に配慮すること。(使用者と画面との距離を30cm以上離す 等)
- (2) 目の疲労に配慮すること。(部屋を明るくする、30分に1回は画面から目を離し、20秒以上遠くを見る 等)
- (3) 就寝1時間前からは使用を控えること。
- (4) 長時間に渡り使用しないようにすること。(60分に1回は休憩をとる 等)

6 禁止事項

- (1) 学習パソコンの学習以外の目的での使用。
- (2) 教育委員会が発行したアカウント以外のアカウントによる学習パソコンの使用。
- (3) インターネット上におけるクレジットカード情報や個人情報の入力
- (4) 学校から指示のないファイルのダウンロード、ソフトのインストール
- (5) 情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される行為
- (6) 法令に違反する行為

7 障害・事故等

- (1) 次に掲げる障害・事故等が発生した場合は、学校に連絡すること。
 - ① 学習パソコンを破損、紛失したとき、又は盗難の被害にあったとき。
 - ② 学習パソコンが正常に機能しなくなったとき。
 - ③ パスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき。
 - ④ データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入等又は、それらの恐れのある事実を発見したとき。
- (2) 児童生徒の故意または重大な過失による障害・事故等が発生し、学習パソコンが使用できない状態となった場合は、保護者は修理交換に要する費用を弁償すること。

8 その他

- (1) 卒業や転出時には学習パソコン本体及び附属品を返却すること。
- (2) 本ガイドラインに記載の無い事項については、教育委員会と学校とで協議し、対処することとする。